

平成30年度特別支援教育に係る助成のための調査表作成にあたってのFAQ

第1版

2018,5,11

番号	質問	回答
1	従来、各種手帳類の写しを診断書等として提出していたが、その取扱いは変更ないか。	変更ありません。従来どおり障がい種別が確認できる身体障がい者手帳類の写しを提出する場合は、診断書の提出は不要です。
2	医師又は臨床心理士等からの診断書(判定書)、意見書(判定書)は、府から示された様式を必ず使用しないといけないのか。	原則として、府から示した様式で作成を依頼してください。発行者や発行機関による任意の様式を添付書類とすることも可能です。その場合はできるだけ、府様式の各項目を記載いただくよう医師等に依頼してください。また、医師以外が発行した意見書(判定書)の場合は保護者の署名が必要になります。
3	意見書(判定書)の作成者は市町村の保健センターや支援センターの先生(医師ではない)でも認められるか。	従前より取扱いに変更ありません。市町村の保健センターや支援センターの先生からの意見書の提出で結構です。
4	当該補助金を支給する上での特別支援教育担当職員には、園長及び学級担任は含まれないとのことだが、園長は基礎資料上の専任園長欄に記載がある者のことか。	お見込みのとおりです。なお、職名は異なるが実質的な園管理業務を担っている者がいる場合、園において特別支援教育と園の管理業務の区別について合理的な説明ができるようにしてください。
5	加配を受ける園児が預かり保育を受ける予定で教員を1名配置するが、預かり保育の教員数にカウントしても良いか。	府が支給する補助金の取り扱い上、専任教員が預かり保育事業と特別支援教育事業の両方に従事することは可能です(学級担任を除く)。ただし、それぞれの事業からの補助金が重複しないよう、補助対象経費となる人件費を時間数で按分する等、合理的に説明できるようにしてください。
6	意見書(判定書)の様式中「判定機関等の名称、所在地、判定部署名」については、必ず記載しなければならないか。	「平成30年度に私立幼稚園の特別支援教育に係る補助金の交付申請を予定している幼稚園・認定こども園設置者の方へ」記載のとおり、診断書等については、「発行者(機関(長))名もしくは医師等氏名の記名・押印」が必須ですが、「判定機関等の名称、所在地、判定部署名」については、該当が無い場合、必ずしも記載を求めるものではありません。
7	副申書や診断書・意見書は5月末までに提出する必要があるか。	5月末までに提出する必要はありません。「個別の指導計画及び教育支援計画の写し」、「支給認定書(認定こども園のみ)」と併せて、9月28日(金)までに提出してください。 ※各書類の提出期限については、4月24日付けの通知を確認してください。
8	園から新様式を示す前に保護者が診断書を取得しているが、この診断書は、添付書類として認められるか。	問題ありません。ただし、障がいの種別や程度等、補助金の審査に必要な情報が不足している場合は、府から園に連絡し、追加で情報提供を依頼することがあります。なお、既に取得済みの場合でも発行された日付が申請する年度内である必要があります。
9	医師以外に作成してもらった意見書(判定書)には障がい種別を記載する欄が無い。一方、園で作成する副申書には障がい種別を記載する欄があり、保護者の署名欄もある。専門家が障がい種別を判定していない中で、園が障がい種別を記載することに保護者の納得が得られないこともある。障がい種別欄を削除する等、様式の見直しを検討いただけないか。	医師以外に作成してもらった意見書(判定書)によって副申書を作成する場合は、副申書の「障がい種別」欄には「別紙意見書のとおり」と記入してください。ただし、国への報告が必要なため「様式1-3 障がい幼児の概要」(保護者確認必要なし)にある「障がい種別」は、従来の取扱いどおり提出時点の園での判断で結構ですので、必ず記入してください(様式の変更はありません)。

平成30年度特別支援教育に係る助成のための調査表作成にあたってのFAQ

第1版

2018,5,11

番号	質問	回答
10	5月末に提出する様式1-1～3において対象園児として記載していたが、事情の変化により9月末までに書類が整わない場合、当該園児について、対象から除くことは可能か。	可能です。
11	医師以外用の意見書(判定書)について、保健センターや臨床心理士から「通常保育できる」等の判断ができないと言われている。どうすれば良いか。	判断ができない場合は、任意の様式を用いて、所見や支援(配慮)の必要性や園児の状況を客観的に記載するよう依頼してください。